

エコネット

2008年 2月 1日
第165号

藤沢環境運動市民連絡会議
(略称 藤沢エコネット)



主
な
記
事

- ・市長選挙立候補予定者公開質問の回答
- ・片瀬山の巨大マンション開発
- ・掲げた旗は地球環境だが

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳
☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)
<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

掲げた旗は地球環境だが

1月18日に行われた福田首相の施政方針演説に関して、あるマスメディアは『旗は環境』『外交勝負』の見出しを掲げ、首相が『演説中で「環境」という言葉を21回使った』などと冷やかしながら『サミットに向け、政権運営の軸に環境の旗を打ち立てた』と報じている。そこで久しぶりに施政方針演説なるものの全文に目を通して見た。その中から環境問題に触れた部分の感想を述べてみたい。

演説はまず基本方針の五つの課題を掲げ、その五番目に『地球温暖化対策と経済成長を同時に実現する低炭素社会への転換』を取り上げている。その具体策としては①今年度中に京都議定書の日標達成計画を改定する ②洞爺湖サミットですべての主要排出国が参加する新たな枠組み作りを主導する ③途上国の温室効果ガス削減への支援や気候変動に伴う環境被害への対策として「資金メカニズム」を構築する ④中長期課題として革新的な技術開発をめざす「環境エネルギー技術革新計画」を策定する ⑤自治体と連携して「環境モデル都市」をつくる というものであった。

ところで時の首相が通常国会の冒頭の施政方針演説の柱のひとつに環境問題を真正面に据えて取り上げ、当面する重要課題を整理して対策を明確にした点は評価に値すると思われる。少なくとも先行する安部政権や小泉政権にひきくらべて『よしまし』と言うことができよう。だがしかし、京都議定書(COP3)が採択されてすでに10年を経過している事実、さらには地球温暖化防止条約が国連環境会議(地球サミット)の場で署名されてから15年を経ていることに思いを致すとき、この遅れは何によるものなのか、その責任はどこにあるのか、といった背景についての経過説明が無いことに不満が残る。なぜならばこの間、自民党は一貫して政権党でありつづけたのだから。

酷暑の夏、酷寒の冬を体験して誰も思うことは『地球は病んでいる』ということだろう。樹に鳴く鳥、花に戯れる蝶の姿が見られなくなったことから農薬の害に気付き、自然破壊がさまざまな災害をもたらすことを明らかにしたアメリカの科学者レイチェル・カーソンはその著書『沈黙の春』の扉に「未来を見る目を失い、現実に関心するのを忘れた人間。そのゆきつく先は、自然の破壊だ。」というシュヴァイツァーの言葉を記している。肝に銘じたい言葉である。

(井之川平等)

藤沢・ごみ裁判からの報告

藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会

1月28日、第6回裁判

被告・藤沢市 裁判所指示の準備書面提出

1月28日(月)午前11時30分より第6回裁判が、横浜地方裁判所で行われました。

今回の裁判において、市は、裁判長より再度次の書面の提出をもとめられていました。

- ① 被告準備書面(第4)の裏付けとなる資料を提出すること
- ② 市のごみ処理手数料徴収が、地方自治法227条に反しないという文献、判例、事例等を示すこと
- ③、手数料の金額をいくらにするか、何に使うか相当性をどのように決めたのか行政判断の根拠を示すこと

こうした指摘を受け市は、準備書面(5)並びに書証乙12号証~22号証を提出してきました。

①の書証は、

裁判開始以降に作成されたもの

藤沢市が①の資料として出されたものは、昨年3月裁判を起こして以降作られた環境省の「一般廃棄物有料化の手引き」(平成19年作製)でした。原告が、裁判提訴以降作られた「手引き」は証拠能力が無い、と異議を申し立てたのに対し、裁判長から、その点は裁判所のほうで判断するとの見解が示されました。

②の地方自治法227条違反の反証に、 見るべきもの無し

市は、ごみ手数料徴収が227条条違反でないとする書証を何点か出してきましたが、いずれも法的根拠となるようなものは何も無く、識者の見解、環境省の一課長の見解程度のもので適法性を証明するものは何もありませんでした。

③のごみ袋の価格については、市のごみ 処理費の25%が市民負担との見解

裁判所からも高すぎるのでは無いかと指摘されていたごみ袋の価格については、ごみ処理に37億円かかるがその内25%9億円を市民負担させる制度が有料化の制度である事を示してきました。

原告、直ちに反論準備書面を提出 「原告3名のごみ有料袋不使用収集 を義務付ける」判決求める

こうした^た市の準備書面に対し、原告は、直ちに準備書面2通、書証5通(甲16号証1~5)を提出更に法廷の口頭陳述でも、次の論点について反論しました。

- i、地方分権一括法で、ごみ処理手数料条項は、承継されていない
- ii、地方自治法227条では、手数料は特定の個人からしか徴収出来ないことになっている
- iii、ごみ処理有料化の法的根拠となる法律は、何処にも無い。環境省一課長の見解や識者の見解も法令に代わるものではない
- iv、廃掃法第6条で、ごみの収集、運搬、焼却、処分は市の義務的行政行為とおり、有料袋を使わなくても法的義務は免れない。
- v、市民は、法律(廃掃法16条・ごみの野焼き禁止条項)で、自己焼却を禁止されている。自己焼却禁止しながら有料収集はおかしい。
- vi、市のごみ処理費の25%を市民から徴収しようというのは違法、税金の二重取り。
- vii、ごみ処理有料化は、神奈川県では藤沢市と大和市だけ、大和市も値下げを検討、ほかはみな無料、他市を参考に価格決定はおかしい。
- viii、金沢地裁の判決は、糞尿等について、特定の地域の、世帯届けを出した、特定の市民からのごみ手数料徴収を認めたもので、藤沢市の有料化条例を容認する判決ではない

最後に、裁判所に対し「藤沢市は、原告3名が有料袋を使用せず家庭ごみを市の指定する場所に善良なる市民の注意義務を持って分別した場合、市は、廃掃法6条の市の収集義務条項によって原告3名のごみの収集拒否はできない。」との判決を求めました

<次回、第7回裁判>

3月10日(月)午前11時30分
於：横浜地方裁判所

次回裁判は、証人申請

藤沢市長候補へのアンケート(環境問題)

藤沢エコネット

次の環境に関する質問について、賛成か、反対かを明確にして、該当する番号に○をつけてください。よろしくお願いします。

1. (開発事業について)

藤沢市内の大型開発は、辻堂駅周辺開発(C-X)、柄沢の区画整理、村岡の新駅再開発、西北部開発と産業の森建設、と多くの開発計画に膨大な税金が使われ、緑が失われていきます。このような大型開発を中止、縮小することに賛成ですか。それぞれについてお答えください。

(1) 辻堂駅周辺開発(C-X)

- ① 中止、縮小に賛成です
- ② 中止、縮小に反対です
- ③ どちらともいえない

(2) 柄沢の区画整理

- ① 中止、縮小に賛成です
- ② 中止、縮小に反対です
- ③ どちらともいえない

(3) 村岡の新駅再開発

- ① 中止、縮小に賛成です
- ② 中止、縮小に反対です
- ③ どちらともいえない

(4) 西北部開発と産業の森建設

- ① 中止、縮小に賛成です
- ② 中止、縮小に反対です
- ③ どちらともいえない

2. (大気汚染問題)

「藤沢の空気を考える会」では市内300箇所以上の場所で空気の汚染(主に排気ガスに含まれる窒素酸化物 NO₂)を測定しています。

環境基準は「NO₂は0.04ppm~0.06ppm 以下」となっていて、市の測定ではほぼ基準を達成していますが、私どもの測定では依然として多数の箇所環境基準を超えています。

児童・生徒の健康実態調査では、ぜん息児の罹患率は増え続けています。ところが市は何の対策も講じていません。この基準では市民の健康(地球の環境)は守れないのではないのでしょうか。

(1) 藤沢市独自の環境基準値(目標値)を定めることに賛成ですか

- ① はい、賛成です
- ② いいえ、反対です

(2) 県や国へ環境基準値の引き下げを要望することに賛成ですか

- ① はい、賛成です
- ② いいえ、反対です

3. (農業問題)

農業の保全と、活力ある藤沢の農業改革を立案実施する予定がありますか。

- ① はいあります

私の農業改革案()

- ② いいえありません

4. (ごみ処理有料化問題)

ごみ処理が有料になりましたが、袋の値段が高すぎ、できれば無料に戻してほしいと市民は望んでいます。県内でごみ処理有料化を実施しているのは、大和市と藤沢市だけですが、大和市では、昨年値下げの市民アンケートを行いました。

藤沢市の今後のごみ有料化について、どのようにすべきと考えますか。

- ① 現在のまま実施を継続すべきと考えます
- ② 見直すべきと考えます
(見直すべきと答えた方に)
 - ② -あ 有料化は中止すべきと考えます
 - ② -い 有料袋の価格を下げるべきと考えます
40リットル 80円を 40リットル ()円に下げる
 - ② -う 他の見直し案()

5. (ごみ処理について)

藤沢市はごみ処理広域化をすすめようとしています。広域化をすすめるべきと思いますか。

- ① はい、すすめるべき
- ② いいえ、自区内処理(市内処理)をすべき

6. (温暖化問題)

地球温暖化防止のための施策は急を要しています。次の中からあなたの施策を選んでください。
(複数可)

- ① 公共交通の整備 (路面電車 コミュニティバス増設 等)
- ② 自動車交通規制 (ノーカーデー、市街地乗り入れ規制 など)
- ③ 自転車奨励策 (自転車道の整備 無料駐輪場増設 レンタル自転車など)
- ④ CO2吸収源として、みどりを増やし、緑被率を増やす
- ⑤ すべての公共施設に自然エネルギーを活用する

7. (住民投票について)

市民の生活に関わる重要問題で、有権者の5%(約16000人)以上の署名が提出された場合、住民投票を実施することに、賛成ですか。

- ① はい、賛成です
- ② いいえ、反対です

ご協力大変ありがとうございました。

結果はエコネットニュース2月号(2月1日発行)に掲載の予定です。



アンケート結果

(敬称略)

	海老根 靖典	柳谷 あき子	やご 清太郎	平本 茂子	星野 剛
1. 開発について					
(1) 辻堂駅周辺開発(C-X)					
① 中止、縮小に賛成です		○			
② 中止、縮小に反対です	○		○		
③ どちらともいえない					
(2) 柄沢の区画整理					
① 中止、縮小に賛成です		○			
② 中止、縮小に反対です	○		○		
③ どちらともいえない					
(3) 村岡新駅再開発					
① 中止、縮小に賛成です		○			
② 中止、縮小に反対です	○		○		
③ どちらともいえない					
(4) 西北部開発と産業の森建設					
① 中止、縮小に賛成です		○			
② 中止、縮小に反対です	○		○		
③ どちらともいえない					
2. 大気汚染問題					
(1) 藤沢市独自の環境基準を定めることに					
① はい、賛成です	○	○	○		
② いいえ、反対です					
(2) 県や国へ環境基準の引き下げを要望することに					
① はい、賛成です	○	○	○		
② いいえ、反対です					
3. 農業問題					
農協の保全と活力ある藤沢の農業改革を立案実施する予定がありますか					
① はい、あります	○	○	○		
私の農業改革()	別欄に記載	別欄に記載	別欄に記載		
② いいえ、ありません					
4. ごみ処理有料化問題					
藤沢市の今後のごみ有料化について					
① 現在のまま実施を継続すべき				別欄に記載	
② 見直すべきと考えます	○	○			
(見直すべきと答えた方に)					
②-あ 有料化は中止すべきと考えます					
②-い 有料袋の価格を下げるべき	○				
40リットル80円を()円に下げる	40円に				
②-う 他の見直し案()				○中止に向け 市民と話し合い ながら検討	○3年間の経過 を検証し判断
5. (ごみ処理について)					
藤沢市はごみ処理広域化を進めようとしています。広域化を進めるべきと思いますか					
① はい、すすめるべき	○			○	
② いいえ、自区内処理(市内処理)をすべき		○			
6. 温暖化問題					
地球温暖化防止のための施策は急を要しています。次の中からいくつでも選んでください					
① 公共交通の整備	○	○	○		
② 自動車交通の規制		○	○		
③ 自転車の奨励		○	○		
④ CO2吸収源としてみどりを増やし緑被率を増やす	○	○	○		
⑤ すべての公共施設に自然エネルギーを活用する	○	○	○		
7. 住民投票について					
有権者の5%(16000人)以上の署名が出された場合住民投票を実施することに賛成ですか					
① はい、賛成です		○			別欄に記載
② いいえ、反対です	○				

アンケートはお断りします

回答なし

*** 別欄記載**

海老根……3-①農業経営の手法を多様化できるようにし、農業ベンチャーを育成する等、経営意欲を向上できる支援が必要
 柳谷 ……3-①藤沢の農地と緑を守るため「品目的経営安定策」の中止、地産地消をすすめ、学校給食への流通直売支援、特産物・湘南ブランドの振興策を拡充
 やご ……3-①地産地消の促進 7-②市の姿勢を二分する様な問題については住民投票は必要、年齢については今後議論していきたい

巨大マンション開発は片瀬・片瀬山の 貴重な自然環境を破壊する

平成19年も終わりに近づいたある夜、閑静な住宅街では一枚のプリントが投函される。

そのたった 5日後の12月22日、片瀬山市民の家の小さな集会室で、日本総合地所の藤沢市片瀬山計画新築工事の説明会が行われる。

(住民参加者およそ100名以上、日本総合地所の社員は欠席、代理人として恒企画建築設計事務所から2名出席)

開発建築予定現場は地名、地番が

片瀬山五丁目976-3。

これら4296.47平方メートルの台地は片瀬2丁目と片瀬山5丁目をまたがる緑地斜面であり、建築予定物は

5階建てマンション(49世帯収容)と

4階建て(49台収納)の立体駐車場。

しかし、このマンション開発建築予定地は様々な規制のある土地であり、風致地区、景観条例、宅地造成工事規制区域、開発許可・建築確認、の他に都市計画道路の計画地にも含まれていた。

近隣住民は、片瀬、片瀬山の自然環境破壊、景観破壊、現場斜面崩落の危険性、今後、類似の緑地斜面に同様の開発を危惧するなどの理由から、日本総合地所のマンション開発建築計画の中止を望んでいる。

現在、片瀬山連合自治会、三部会などの自治会において住民の署名活動が行われており、それとは別に、付近住民で結成した「片瀬・片瀬山の緑を守る会」でも同様の署名活動が始められている。(署名の宛先は藤沢市)

藤沢市は「湘南が誇る美しい自然環境の創生」「湘南の自然環境を守る生活、都市環境の整備」などを施策として掲げており、今回の日本総合地所のマンション開発建築を許可するような事になれば、大きな波紋を呼ぶことが懸念される。

現時点では藤沢市は許可を出していない。

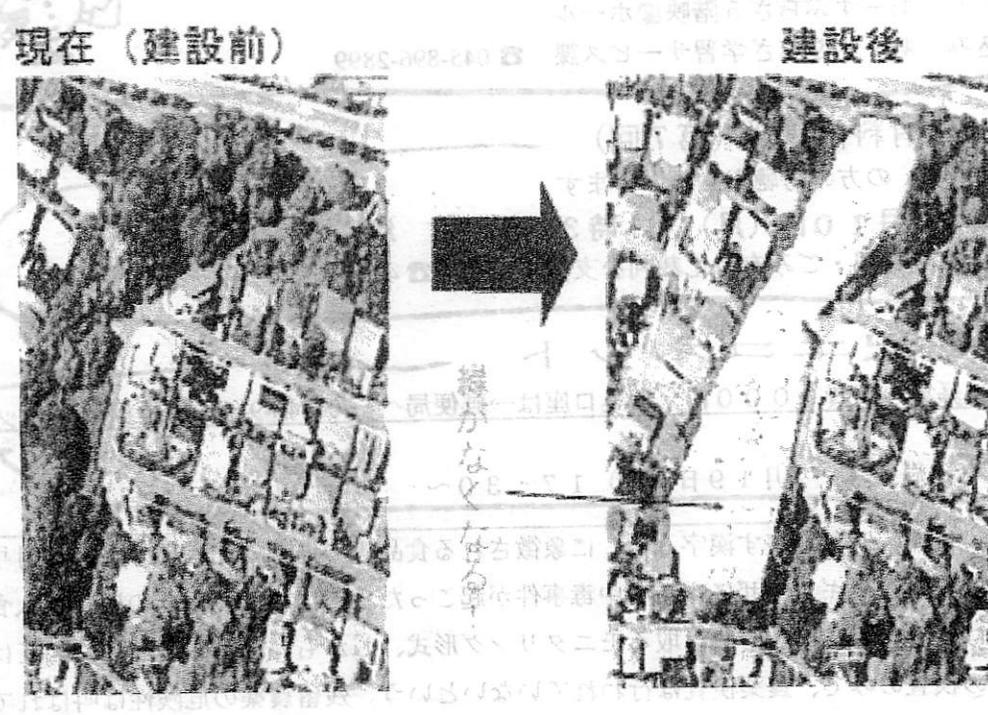
(片瀬2丁目住民より)





現在（建設前）

建設後



第28回地元農業を考える会

「種はどこへいったの？」 考えてみよう種のこと

講師 磯部勝孝氏 (日本大学作物研究室 農学博士)

砂川明久氏 (野菜農家) 平川光代氏 (野菜農家)

会場 野菜を使ったお料理試食会 野菜、漬物などの即売もあります

2月3日(日) 10:00~13:15

J Aさがみ本店3階ホール 参加費300円

主催 地元農業を考える会 藤沢市消費者団体連絡会

すずめの会 J Aさがみ 藤沢市

連絡先 ☎ 22-0635 食生活研究会



かながわ環境写真展

世界環境写真展 公募による環境作品展

2月1日(金)~3月16日(日) (祝日を除く月曜日は休館日)

10:00~18:00

あーすぷらざ 3階企画展示室 (JR本郷台駅徒歩3分)

「身近なエコ」と「壮大なエコ」の関係

環境に関わる問題はさまざまですが、何から手を付ければ良いのでしょうか。そのヒントやタイミングなどをお話しします。

講師 マエキタミヤコさん (100万人のキャット'ル'呼びかけ人代表)

とき 2月11日(月祝) 14:00~15:30

ところ あーすぷらざ5階映像ホール

申込み あーすぷらざ学習サービス課 ☎ 045-896-2899



ごみ有料化裁判 (第7回)

多くの方の傍聴をお願いします

とき 3月10日(月) 11時30分から 場所 横浜地方裁判所

問合せ/藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会 ☎ 44-2652

藤沢エコネット

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 2月19日(火) 17:30~ 学習文化センターにて

《編集後記》昨年を表す漢字「偽」に象徴される食品等の偽装に加え、今年は1月早々毒物(殺虫剤)入りギョーザによる食中毒事件が起こった。ここで判明したのは、輸入食品検査体制はズサンで、一部を抜き取るモニタリング形式、しかも一部加工食品については、大腸菌類の検査のみで、農業検査は行われていないという。残留農薬の危険性は叫ばれて久しいに関わらず、国の検査体制がこのようなお粗末では、食の安全は誰が守るのか。藤沢エコネットでは、食の安全、自給率向上についての学習会を開く相談をしている。 (A)